

1. 商品名 (愛称)	<b>自由金利型期日指定定期預金 [複利型]</b>
2. 販売対象	・個人の方のみ
3. 期間	・最長3年(据置期間1年) ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年の間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をする時は、その1か月前までに通知する必要があります。 ・預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上300万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算
7. 税金	・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、従来の所得税額に2.1%を乗じた額が上乗せとなります。
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	・自動継続型は、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・期限前解約利率は(表1)に準じます。 その利息は預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利で計算した期限前解約利息とともに支払います。(この場合、約定利率は「2年以上利率」とします。)
11. 金利情報の入手方法	・店頭表示金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 また、当金庫ホームページに掲載しています。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0565-31-1616)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) - もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・お1人様1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1,000万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。

(表1)

約定期間 預入していた期間	最長3年(据置期間1年)
6か月未満	解約日における普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×40%
1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
2年6か月以上3年未満	約定利率×90%